

連絡先



中小企業社会保険料 負担軽減法案を提出

(中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案)

- ✓ **中小企業の負担を軽減!**
- ✓ **労働者の正規雇用増で生活安定!**
- ✓ **地域経済も活発化!**

つくろう、
新しい答え。



正規労働者を雇い入れた中小企業に対し、その労働者の社会保険料の会社負担分の1/2相当額を国が10年間助成することを定める法案です。

中小企業社会保険料 負担軽減法案の概要

背景・目的

黒字法人のみならず赤字法人でも、正規労働者として雇用する際、社会保険料に関する企業負担が発生します。特に企業数の約99%、雇用者数の約7割を占める中小企業の負担は、新たな正規労働者の雇用にあたり、阻害要因の一つと考えられます。

このため、この法律の施行から5年以内に新たに正規労働者として雇い入れ、その人数を増やした中小企業者に対して、新たな社会保険料企業負担分の2分の1相当の臨時助成金を支給します。

それにより、①中小企業による新たな正規労働者雇用の促進②正規雇用による労働者の生活の安定③労働者の年収増に

よる消費の拡大や中小企業の発展——などにより地域経済の活発化を促します。

対象となる中小企業者

新たに正規労働者として雇い入れ（いわゆる転職者は除く）、正規労働者数が増加した中小企業者。「中小企業者」とは、民間企業その他、NPO法人や社会福祉法人等、一定の規模以下の営利を目的としない法人も含まれます。

臨時助成金の額

対象中小企業者が新たに正規労働者として雇い入れた日以後に納付する社会保険料企業負担分の2分の1に相当する額。

臨時助成金の支給期間

当該労働者の雇入月の翌月から10年間とします。